

保険給付のポイント

健康保険は、社会保険制度の1つであり、助け合いの精神で成り立っています。
それを支えているのが、皆様と事業主から納めていただいている健康保険料です。
皆様やご家族が受診した際の医療費や、高齢者の医療費も、この保険料によって支えられています。

病院などでの医療費を賄う「療養の給付」

医療機関で保険証を提示して受診した場合、窓口で支払う医療費（治療費）は全額ではありません。
かかった医療費の原則3割を窓口で支払い、残りの原則7割は健保組合が負担しています。これを「療養の給付」といいます。

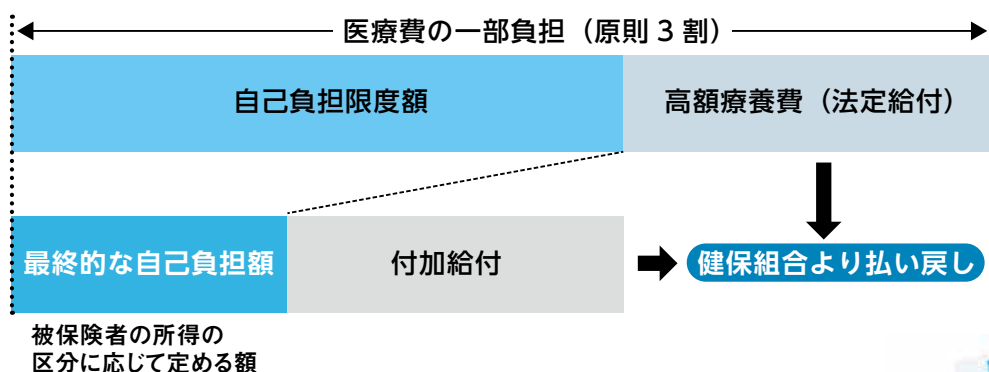
医療費が高額になったときの「高額療養費」

医療費の自己負担には限度額があり、それを超えた額については、健保組合が「高額療養費」を支給することで負担しています。高額療養費の自己負担限度額は、所得によって異なります※。

これは、法律で定められた「法定給付」ですが、当健保組合では、これにプラスして独自の「付加給付」を支給しています。

※所得ごとの自己負担限度額は、当健保組合のホームページをご参照ください。

■高額療養費と付加給付のしくみ



◆医療費が高額になりそうなときは・・・

高額療養費は一旦自分で支払った医療費を後から払い戻す制度ですが、「限度額適用認定証」を提示することで窓口での支払いを自己負担限度額までにすることができます。
医療費が高額になりそうなときは、あらかじめ当健保組合に限度額適用認定証の発行をご申請ください。



独自の「付加給付」でもっと安心

当健保組合では、医療費の自己負担限度額から右記の「被保険者の所得の区分に応じて定める額」を差し引いた額を、付加給付として支給しています。

支払いは、病院などから当健保組合に送られてくるレセプト（診療報酬明細書）をもとに計算し、自動的に行いますが、支払いの時期は診療月のおおよそ3ヵ月後となります。

■被保険者の所得の区分に応じて定める額

記号	標準報酬月額	定める額
ア	83万円以上	40,000 円
イ	53万円～79万円	
ウ	28万円～50万円	30,000 円
エ	26万円以下	
オ	低所得者（住民税非課税者）	25,000 円